して支払いされている。	開発センター、グリーン・	理解に苦しむが、条例で
に入り町から指定管理料	払っている施設は吾北山村	森議員
されているので、県から	現在、指定管理料を支	
などは設置管理条例で担	久松副町長	人ごほく静和会がある。
イレ棟・駐車場広場・花		むささびの里・社会福祉法
道の駅「63美の里」の	施設はあるのか。	農業協同組合・有限会社
久松副町長	外に支出している指定管理	久松副町長
	いないが、現在出資団体以	
んでいるがその違いは。	以外は基本的には支出して	ような団体があるのか。
して別事業として契約を	会福祉協議会・観光協会)	議会・観光協会以外にどの
料でなく、施設管理事業	ている団体(農業公社・社	が、農業公社・社会福祉協
の駅「木の香」は指定等	き管理費用について出資し	ことができるとなっている
ている。まったく同様の	条例による町が支払うべ	者の候補者として選定する
指定管理料として支払い	森議員	「出資団体等」を指定管理
の出資団体等でない団体		共団体もしくは公共的団体
に選定するのか。また、	答弁=施設により検討	が出資している法人又は公
県の施設を町が指定管理	質問=管理費用は	者選定は、条例により本町
の駅「63美の里」は、な		公募によらない指定管理
当し支払いしているが、		
は指定管理者にそのまま	えている。	森みきお議員
金・管理委託料として、	規定に基づいた団体と考	
であり、その管理を県吉	久松副町長	
駐車場などは高知県の施		1000
の駅「木の香」のトイレ	いいのか。	
道の駅「63美の里」・	連はどのようにとらえれば	
森議員	合・有限会社・法人との関	
	の出資団体と農業協同組	
施設になる。		
支援ハウス(朝霧荘)の	定している	答弁==条列こよの異定している
研修センター、いの町生	質問=管理者の選定・管理費用に問題あり	質問=管理者の選定
美の里」物産館、吾北斉	定手続きなとは	指定管理者の指定手続きなとは
パークほどの、道の駅		

般質問と答弁

く_°

して別事業として支払いし になる。 た に こ た に る の 駅 「本の香」は指定管理 本 の 都 に な る の 駅 「本の香」の ト イレ棟 ・ 箇 理 者 に そ の 部 り 、 そ の 管 理 考 に な る 。 着 の 駅 「 本 の 香 」 の や 、 や の 家 「 本 の 香 」 の や 、 ぞ の の 駅 「 る の の 駅 「 る の の 家 「 本 の 香 」 の や 、 ぞ の の 家 「 本 の 香 」 の や 、 で あ り 、 そ の 管 理 委 託 料 と し て 、 の の の 、 で あ り 、 そ の 管 理 委 託 料 と し て 、 の か 、 、 前 の 、 の を に 、 の の 、 の の の の の の 、 の の の の の の の の	はいも計字者申」のし現議 町るの画でで請が森て在員 の。指書経運し、」い、 出こ定に営営て指をる直
金・管理委託料として、町であり、その管理を県支出	
当し支払いしているが、道は指定管理者にそのまま充	営している「木の根を現在、直営事業とし
県の施設を町が指定管理者の駅「63美の里」は、なぜ	、 」 を N ア
に選定するのか。また、町	しているが、
指定管理料として支払いしの出資団体等でない団体に	
く同様	
施設管理事業	
、美	の町
んでいるがその違いは。	ある。この施設に支出する支出していないのが現状で
久松副町長	こととなると今後、他の施
駅「63美の里」の	\mathcal{C}
などは設置管理条例で規定イレ棟・駐車場広場・花壇	地域を守り育てる」大切なくなる。「若者の力を借り、
、「「、」、「「」、「」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、	ことであるが、管理費用の
に入り町から指定管理料と	支出とは別問題では。

も	め	設		久	の	63	5	活	生	管	定	管		森	経	T	寄	Ŋ	課	を	客	_	項	え	管		久
必	判	に	管	松	で	て	な	力	か	理	か	理	指	議	費	お	与)	題	活	な	地	と	公	理	直	松
要	断	よ	理	副	は	は	VI	を	L	者	で	費	定	員	と	Ŋ	す	地	\mathcal{O}	用	ど	元	L	募	費	営	副
	L		費	町	C	線	0	引	た	者制	な	用	定管		と見	()	3	域	解	l	を	元住	T	時	が	営時	町
応	て	T	用			引	特	き	民	度	43	に	理		込	そ	ح	力	決	た	対	民	提	に	賄	の	長
	61	地	12			き	K	出	間		0	っ	者		ま	\mathcal{O}	と	\mathcal{O}	を	観	象	•	示	経	え	実	
T	<	域	っ			が		さ	の	運	今	61			れ	目	を	維持、	行	光事業	ic	県民及	Ĺ	費	な	績	
検	が	性な	61			難	理	な	ノ	用		T			る。	前に	目	持	3	事	地域	民	し公募	K		か	
検討	``	な	T			Ĺ	費	け	ウ	な	度	決	定		0	E	的		ځ	業	域	及	募	関	も	5	
L	見	ど	は			く	用	れ	ハ	ど)	`	ま	方法			必要		発	と	P	\mathcal{O}	び	L	す	\mathcal{O}	`	
T	直	も	`			な		ば	ウ	\smile	指	Ŋ	法			要	と	展	に	地	資	観	た		と	施	
	Ĺ	含	施			る		な	•	を	定	が	P			な	L	12	よ	域	源	光	0	る事	考	施設	